

熱海市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第4号

熱海市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熱海市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（昭和22年熱海市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

特別職の職員には、別表に定める額の報酬を支給する。ただし、一の特別職の職員の区分について、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の報酬を支給する。

- (1) 月額及び日額が定められている場合 月額及び日額を合わせた額
- (2) 年額及び日額が定められている場合 年額を支給する月にあつては年額及び日額を合わせた額、それ以外の月にあつては日額

第3条に次の2項を加える。

- 5 年額で定める特別職の職員の報酬は、毎会計年度につき支給する。ただし、その年度の途中において、当該職員に就任した場合にあつてはその日の属する月から起算した月数、当該職員を退任した場合にあつてはその日の属する月までの月数を基礎として、月割りによつて計算した額の報酬を支給する。
- 6 前項の規定により計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表中

「

|            |
|------------|
| 日額 9, 100円 |
| 日額 7, 400円 |
| 日額 7, 400円 |

を

」

「

|  |
|--|
| 年額 44万6,000円以内で、活動実績<br>及び成果実績に基づき市長が別に定める額<br>日額 9,100円 |
| 年額 44万6,000円以内で、活動実績<br>及び成果実績に基づき市長が別に定める額<br>日額 7,400円 |
| 年額 44万6,000円以内で、活動実績<br>及び成果実績に基づき市長が別に定める額<br>日額 7,400円 |

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。